

ソフトバンク社会貢献プログラム 産学連携プロジェクト規約

令和6年3月28日制定

本規約は、ソフトバンク株式会社が運営するソフトバンク社会貢献プログラム 産学連携プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)にプロジェクト参加者(以下「パートナー」という)が参加する際に適用される規約です。パートナーは、あらかじめ本規約に同意したうえで、本プロジェクトに参加するものとします。

第1条(目的)

本プロジェクトは産学連携による「社会課題解決に向けた研究・実装及び将来の競争力・発展を支える人材の育成」を実現することを目的とする。

第2条(本プロジェクトの構成)

本プロジェクトの主催は、ソフトバンク株式会社(以下「主催者」という。)とし、パートナーの役割は以下のとおりとする。

構成	役割
アカデミックパートナー (大学)	本プロジェクトで社会課題解決に向けた研究・実装及び将来の競争力・発展を支える人材の育成を実現する。
推進パートナー (自治体)	本プロジェクトを通して地域連動及び活性化を実現する為の後方支援を行う。
協力パートナー (企業及び団体)	本プロジェクトへの賛同及び社会課題解決に向けた各種支援を行う。
後援パートナー (省庁)	本プロジェクトの後援を行う。

第3条(本プロジェクトのテーマ)

本プロジェクトは、以下に掲げるテーマについて、社会課題解決に向けた研究・実装を行うものとする。

また、社会情勢と連動したテーマを追加するものとする。

- ・環境対策「市民と支え合う美しい街づくり」
- ・ダイバーシティ「学びの多様性」
- ・デジタル教育／リスクリング「地元で支え合う学び」

第4条(本プロジェクトの取組み)

本プロジェクトは、社会課題解決に向けた研究・実装に向け、以下取組みを推進・強化する。

- ・勉強会の開催(PoC・研究等のノウハウ共有／協業促進)
- ・成果発表会(取組・研究成果の発表)
- ・大学と企業のマッチング(大学と企業の連携によるイノベーション創出)
- ・主催者／大学の取組みの発信(対外的な訴求最大化)
- ・主催者によるアセット提供(端末貸出等の支援)

第5条(申込み)

本プロジェクトに参加するパートナーは、本規約に記載した事項について同意し、専用フォームで申込みを行う。なお、参加情報に変更が生じた際は、遅滞なく、主催者に申し出るものとする。

第6条(申込みの承諾)

本プロジェクトへの申込み承諾は、主催者より連絡を行う。主催者は、申込みを行ったパートナーが次に掲げる要件を満たさないとき、申込みの承諾をしない場合がある。

- ・反社会的勢力との関わりがないこと
- ・本規約に違反していないこと
- ・当社の業務遂行上支障をきたさないこと

第7条(実施期間)

本プロジェクトの実施期間は、2024年4月1日から 2025年3月31日(以下「本プロジェクト実施期間」という。)とする。本プロジェクト実施期間満了の1ヶ月前までに、パートナーから解約の申出がないときは、本規約は本プロジェクト実施期間が満了する日の翌日から1年間自動更新され、以降も同様とする。

第8条(費用負担)

本規約において別途定めがない限り、パートナーは、自己の役割分担にかかる作業の履行に関して自らに生じる費用を負担するものとする。ただし、費用負担の義務の帰属先が不明確な場合、主催者に確認するものとする。

第9条(会費)

パートナーは、本プロジェクト実施期間において、会費は無料で本プロジェクトに参加できるものとする。

第10条(権利帰属)

1.本規約において別途定めない限り、本プロジェクトの過程において新たに生じた知的財産権の帰属は、以下のとおりとする。

(1)主催者またはパートナーが単独で行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明を行った当事者に帰属するものとする。

(2)主催者またはパートナーが共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明を共同して行った当事者間で共有するものとする。このとき、別段の合意がない場合、持分比率は当該当事者間で均等とする。

2.前項の定めは、本プロジェクトにより、既存の知的財産権を、他の当事者または第三者に移転するものではなく、既存の知的財産権については、既存の知的財産権の権利者に留保されるものとする。

第11条(秘密保持義務)

1.本規約において、秘密情報とは、パートナーが以下の方法で本プロジェクトのために他の当事者に開示する情報をいうものとする。

(1)秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含む)で開示する方法

(2)秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後30日以内に当該情報を受領した他の当事者に書面(電子的形式を含む)にて提示するもの

(3)本規約の内容

2.秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という。)は、それぞれ開示者から開示された秘密情報の秘密を保持し、本プロジェクトの履行のために知る必要のある受領者の従業員等の関係者以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、受領者は、秘密情報の開示のために他の受領者等の開示者から受領した資料(電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また受領者の従業員等の関係者以外の者に閲覧等させないものとする。なお、本項の義務は、本プロジェクト終了後1年間存続するものとする。

3.受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本プロジェクトのためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。

第12条(個人情報の取り扱い)

- パートナーは、本プロジェクトにおいて個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)による個人情報を取り扱うこととなる場合には、事前に主催者と取得主体や取得方法等の詳細について協議、確認を行うものとする。
- 前項の定めに従い、パートナーは、個人情報について、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第13条(公表)

パートナーは、本プロジェクトに関する公表及び公表の時期について、主催者と協議の上、決定するものとする。

第14条(パートナー情報の開示)

主催者は、自らの裁量において、パートナーの名称を、本プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示することができる。ただし、特段の事情により自らのパートナー情報の開示を希望しない場合、当該パートナーはあらかじめ主催者に申し出ることにより自らのパートナー情報の開示を拒絶することができる。

第15条(退会)

本プロジェクト実施期間中に退会を希望するパートナーは、退会希望日の10営業日前までに、主催者宛に提出することをもって本プロジェクトを退会することができるものとする。

第16条(違約等による退会)

- 主催者は、パートナーが以下の各号に該当する場合、履行・是正を催告することなく直ちに本プロジェクトより退会させることができるものとする。
 - パートナーが本プロジェクトの目的や活動に反する行動を取り、かつ主催者が合理的な範囲でその行動が解決不可能であると判断した場合、主催者は該当する参加者に対して通知を行い、一定期間内に改善されないとき。
 - 本規約または本規約に関連して他のパートナーと締結した他の契約の各条項に違反したとき。
 - 銀行取引停止処分、仮差押、差押、仮処分、強制執行等を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立があったとき。
 - 解散を決議し、または他に合併されたとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当すると判明したとき。
 - 前各号に準ずる事由があったとき。
- 前項に基づき主催者が違約当事者を本プロジェクトより退会させた場合、パートナーは、違約当事者に対し自らに生じた損害の賠償を請求できるものとする。

第17条(本規約の変更)

主催者は、本規約を主催者の判断により任意に変更することができるものとし、本規約の変更は、事前に本プロジェクト参加者に対して主催者が定める方法で変更内容を通知することをもって、当該通知日より効力を生ずるものとする。

第18条(本プロジェクトの中止)

主催者は、天災その他やむを得ない理由により本プロジェクトを継続することが困難となったときは、本プロジェクト参加者間において協議のうえ、他の本プロジェクト参加者に対して一切の責任を負うことなく、本プロジェクトを中止することができるものとする。

第19条(積極的な協力)

パートナーは以下事項について積極的に協力するものとする。

- ・主催者が行う勉強会、成果発表会、プレス発表会等の参加
- ・メディアから取材依頼等があった場合、当社へ事前に通知したうえでの対応

第20条(協議事項)

本規約の定めのない事項及び解釈については、法令の規程並びに慣習に従うほか、本規約の当事者は誠意をもって協議解決を図るものとする。

以上

(発行日)令和6年3月28日

ソフトバンク株式会社 コーポレート統括 CSR本部

(最終改定日)